



2022年5月13日

各位

会社名 明治海運株式会社  
代表者名 代表取締役社長COO 内田 貴也  
(コード番号 9115 東証スタンダード)  
問合せ先 常務取締役 笹原 弘崇  
電話番号 (03) 3792-0811

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第168回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第16条～第47条(条文省略)	第17条～第48条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <p><u>1 定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、従前の例による。</u></p> <p><u>3 本附則は、2023 年 3 月 1 日にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年6月29日 (水)
定款変更の効力発生予定日	2022年6月29日 (水)

以上